

令和5年度第1回
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議 議事次第

令和5年4月11日(火)
13:15～14:20
第1会議室

1 開会

2 講義

「在宅医療・介護連携における自治体と医師会の連携～今後の市町村支援のポイント～」
株式会社 富士通総研 行政経営グループ チーフシニアコンサルタント
兼 公共政策研究センター 上級研究員 名取 直美

3 休憩

4 議題

報告事項

- ① 地域包括ケア推進事業の今後の実施予定について
- ② その他

5 意見交換

6 閉会

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議

在宅医療・介護連携における自治体と医師会の連携

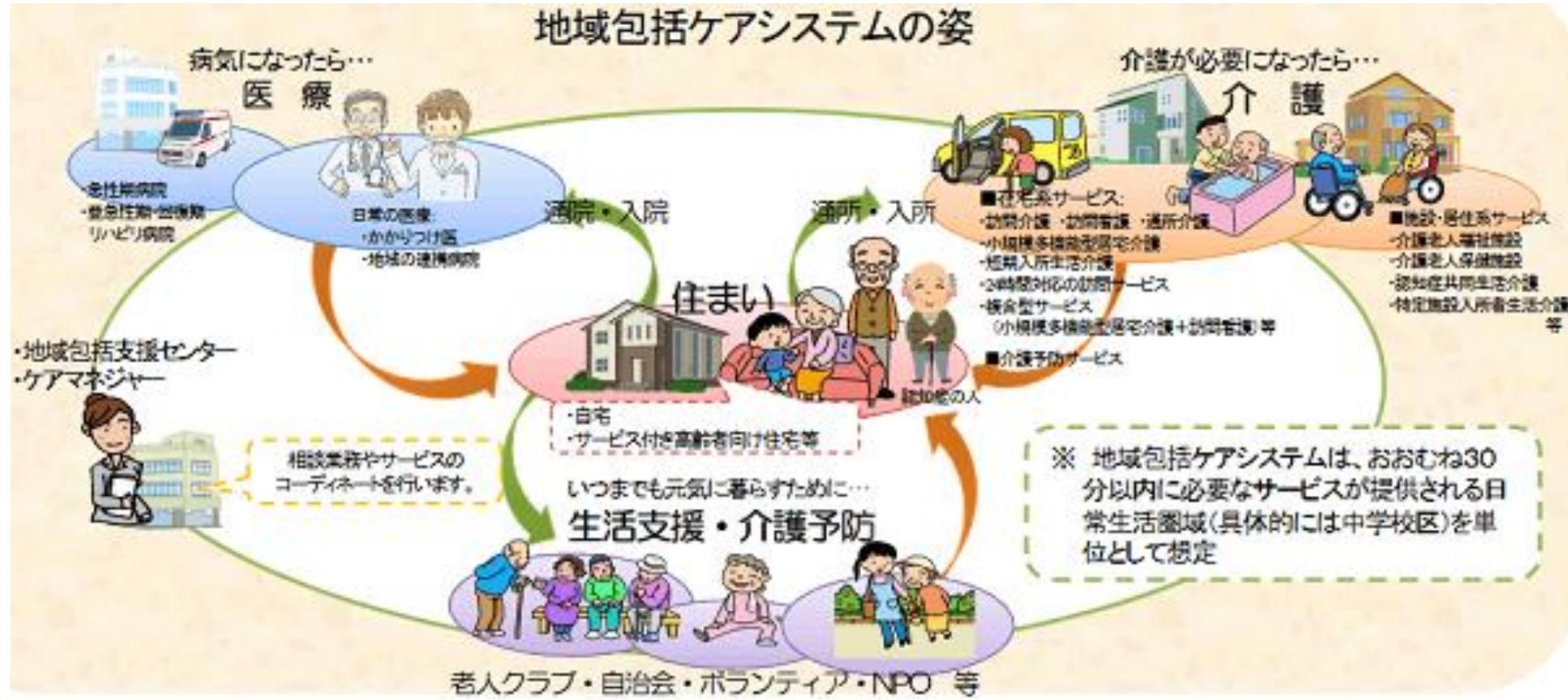
～今後の市町村支援のポイント～

2023年4月11日（火）

株式会社 富士通総研
行政経営グループ チーフシニアコンサルタント
兼 公共政策研究センター 上級研究員
名取 直美

在宅医療・介護連携推進事業

- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指した取組が推進されてきた。
- 平成26年の介護保険法改正により、平成27年度から市町村の地域支援事業に位置付けされた。平成30年度からは本格施行され全市町村が取り組んでいる。（いわゆる「葉」の事業）



◆平成30年4月より市区町村の在宅医療・介護連携推進事業は本格施行

- ・平成30年度まではいわば立ち上げの時期であり、まずは全事業の着手を目指す
- 平成30年度からは、本格的に事業を実施し、充実させていく実行の時期になった



「在宅医療・介護連携推進事業は
(地域包括ケアシステムは)
市町村が自律的に進めていくことが重要」



では、「自律的に」進んでなんだろう？

「地域の実情に応じた・・・」とは

◆地域の実情に応じた・・・地域包括ケアで使われるキラーフレーズ

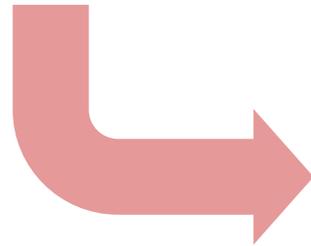
・・・言わば「地域はそれぞれなのだから、それに応じて考えましょう」

従来の介護保険事業では、全国一律の基準で実施

→でも、今、市区町村が言われていることは、「みんな持っているものも予算も好みもそれぞれだから自分たちに合った服をつくりましょう」ということ

自治体の仕事は「パターンメイドからオーダーメイド、生地もボタンもお好みで」

・・・言うはやすし、行うは難し



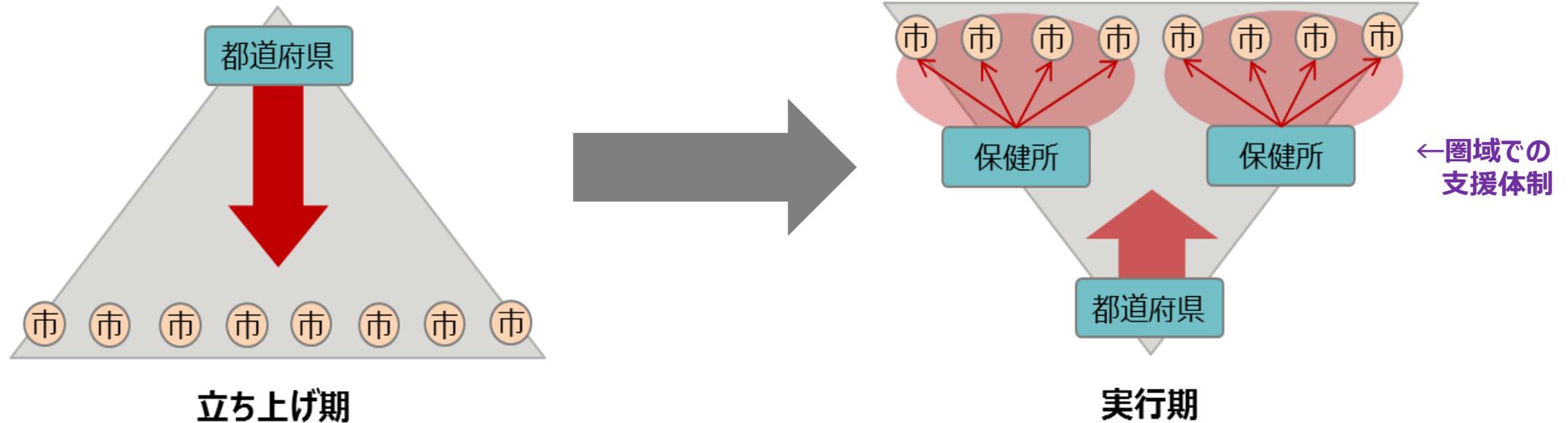
自治体にとっての大転換、仕事が・仕事の仕方が変わる

実は「地域創生」、「地方分権」等と文脈は同じ、でも、それが単なる「保健・医療・福祉」分野の話だけに見えてしまっている

【難しいこと】 「地域の実情に応じる」には市町村が自律的に進むことが求められる？

◆自律的に進めることが求められている市区町村への支援方法も変わってきている

- 都道府県も伴走しながら市町村を支援

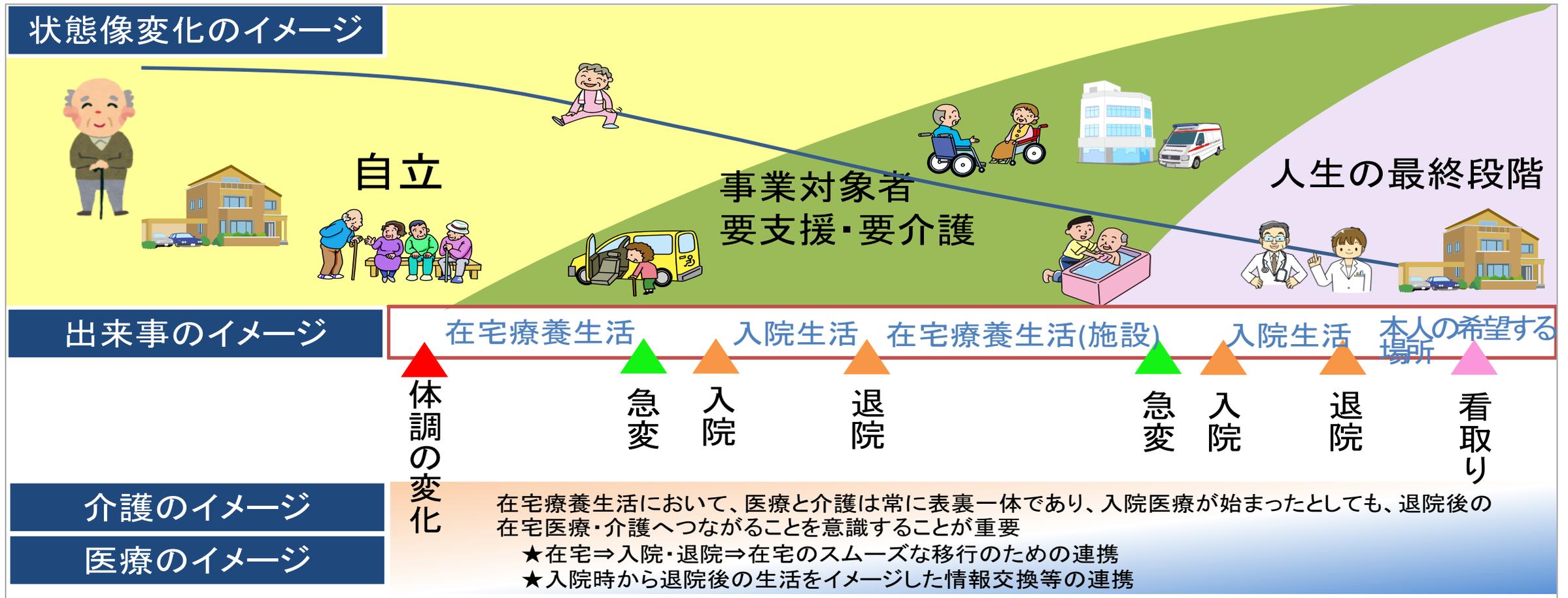


◆「地域の実情に応じた」地域包括ケアシステム推進は、市区町村の仕事

- マネジメントの進捗管理（目標に近づけていく）
- もう一つ技術的に難しいのは、単純に市区町村が「自ら頑張ってやればできる」ものではなく「みんな」で成し遂げていく」という方法 →これもマネジメントに係る「技術」

【難しいこと】在宅医療・介護連携が必要な状態とは？

- 人生の最終段階に向け、**高齢者の状態は変化**していく。
- 在宅医療や介護、総合事業、認知症等諸々施策はあるが、**それは「1人の人」の状態の変化に応じて提供されるもの（では、在宅・医療介護連携は特にどのあたり？）**



【難しいこと】在宅医療の4つの場面とは？

在宅医療の提供体制に求められる医療機能

①退院支援

- 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

②日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

④看取り

- 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

③急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保

医療計画には、各機能を担う医療機関等の名称を記載

- ・病院、診療所(歯科含む) ・薬局
- ・訪問看護事業所 ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・短期入所サービス提供施設
- ・相談支援事業所 等

圏域は、二次医療圏にこだわらず、市町村単位や保健所圏域など、地域の資源の状況に応じて弾力的に設定

多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供

在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
 - ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
 - ・他医療機関の支援
 - ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援

- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅療養支援病院 等

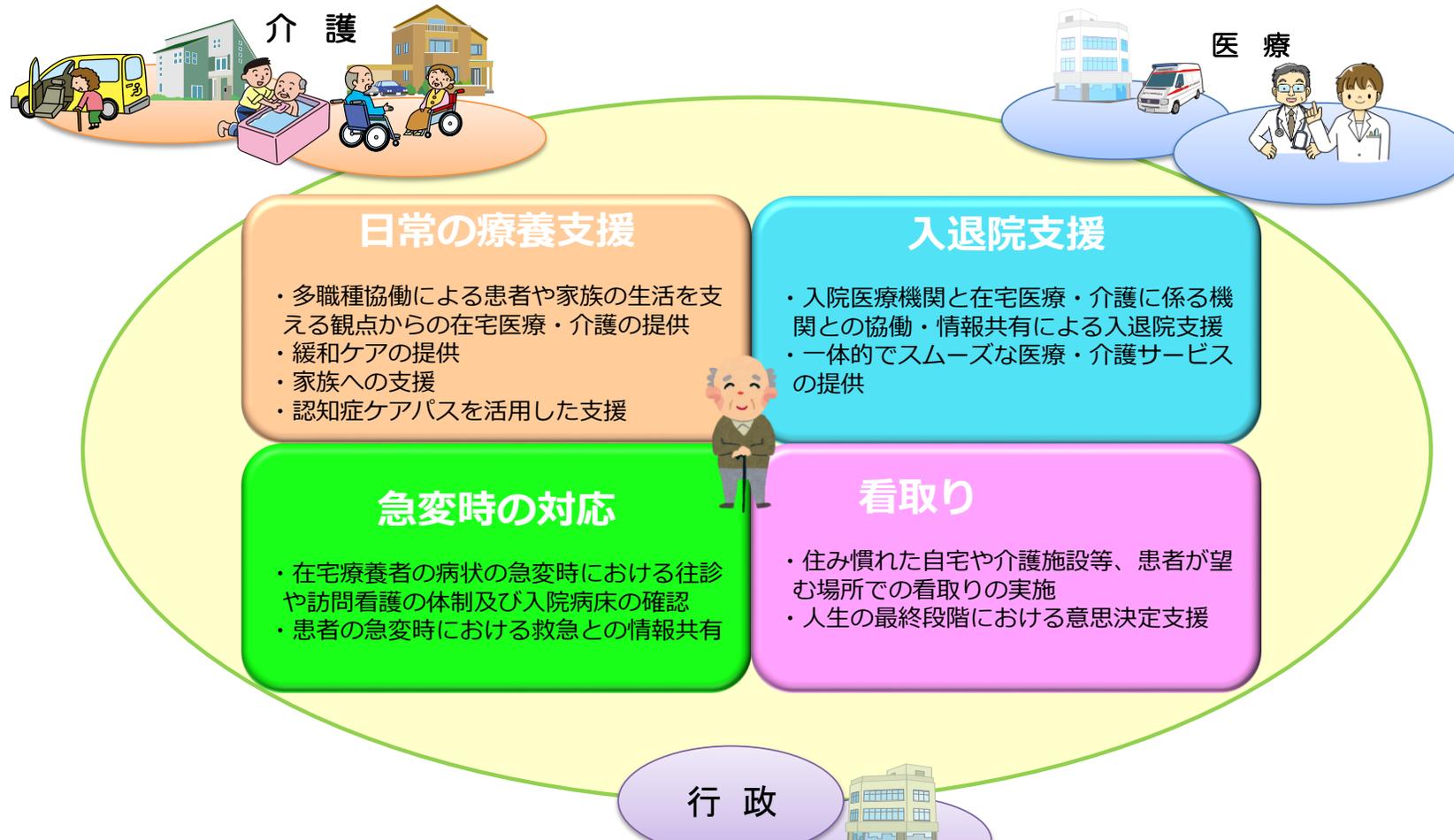
在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
 - ・地域の関係者による協議の場の開催
 - ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
 - ・関係機関の連携体制の構築 等

- ・市町村 ・保健所
- ・医師会等関係団体 等

【難しいこと】在宅医療の4場面別にみた医療・介護の連携とは？

- 4つの場面にいるのは「1人の人」。その人の生活を支えるために、医療・介護の双方が必要となる。そして、支援は人を中心に提供されることが求められるため、**「連携」して支援することが必要**。
- だが、**各場面の目的は異なる。よって、そこで目指す姿は・どのような医療と介護の連携（誰と誰？）なのか**を考えることが必要。



【難しいこと】 「顔の見える関係」の後は？

◆「顔の見える関係」から「腕と腹が見える関係」へ、そこからが本当の連携

- ・互いの顔が見えていることは当然の話、連携のための第一歩

連携は異なる能力を持つ者同士が共通の目的・ミッションのもと、各々の能力を活かしながら共に取り組んでいくこと



この連携によって、どこを目指し・どう進めていくかを市が考えていないと「委託」は「丸投げ」になる

◆医療・介護連携に向けた専門職の mindset は？

- ・専門職同士の連携には、共に実現すべきことがわかり(合意)、その達成のために各々の専門性が活かせるかの理解が大事 → 市区町村は、その理解を促し、専門職と共に目指す姿の実現を図る (公民連携)

あらためて、医師会をはじめとする専門職等とのパートナーシップが問われている

【大事なこと】連携の目的を揃える・それぞれの強みを生かす

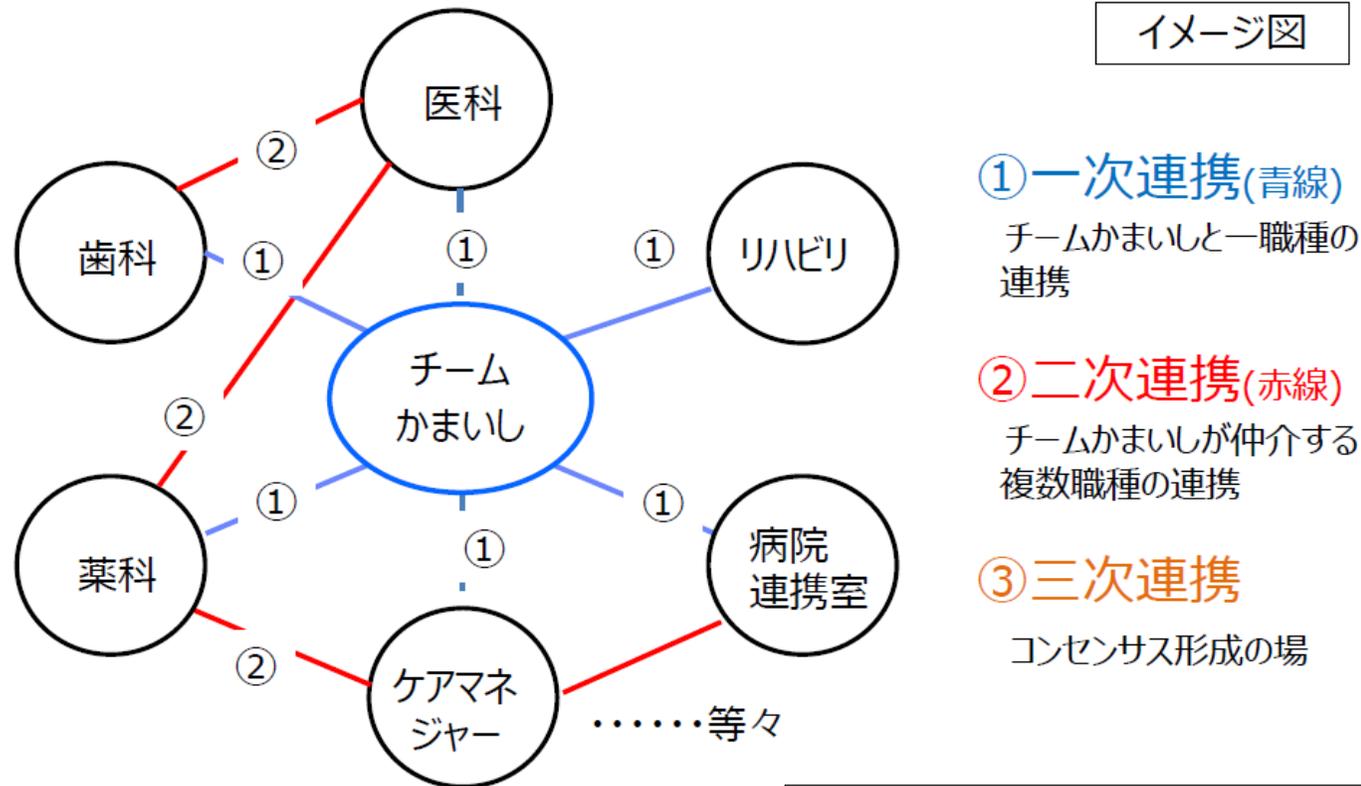
◆医療・介護の職種は多岐に渡り、各専門職が持つ情報や課題認識はそれぞれ違う場合がある。

…そのためには、各専門職について知る・聞くことが必要

→チームかまいしのアプローチ「一次連携」・「二次連携」・「三次連携」

③地域全体のコンセンサス形成の場

イメージ図



③地域全体のコンセンサス形成の場

こうしたことを行うにも市町村には医療・介護に精通した「パートナー」がいることが有効

…「在宅医療・介護連携に関する相談支援」

相談窓口を通じて地域の状況を把握し、専門職の連携を促す(医療・介護の連携を推進する拠点・情報が集積する場)

**この場所と人が大事
(郡市医師会受託も多い)**

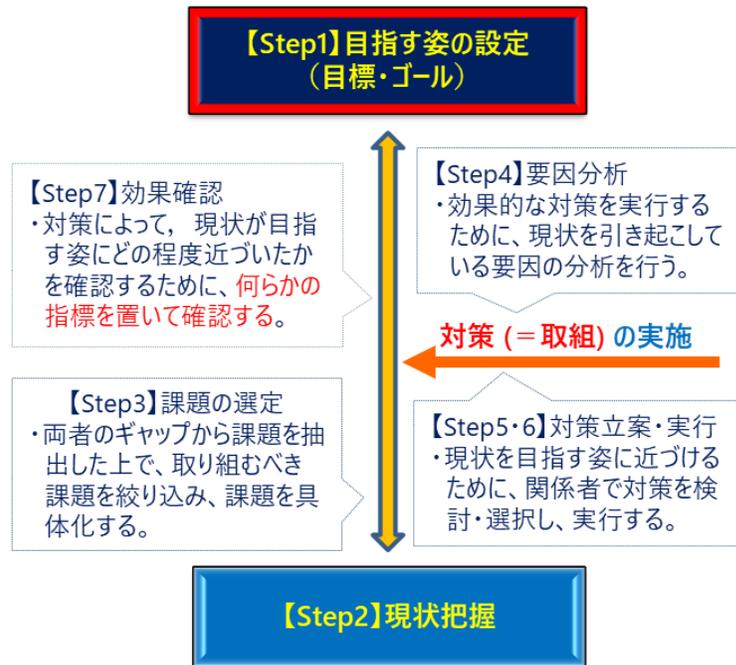
【大事なこと】行政は推進役として事業マネジメントの技術の獲得が必要

マネジメントの基本構造と厚生労働省が推奨するPDCAサイクルの関係

－厚生労働省「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引きより」－

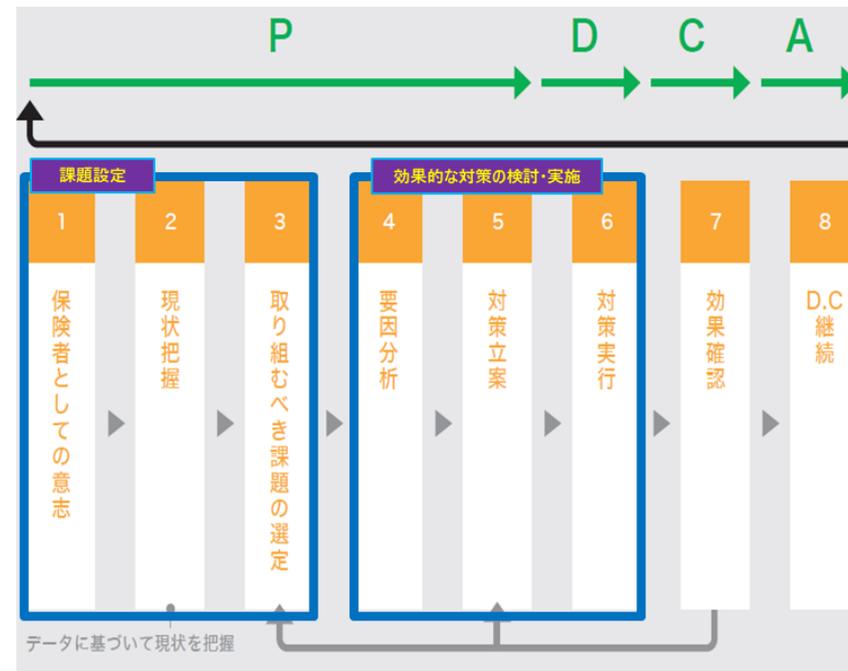
- 課題とは、「目指す姿」と「現状」のギャップのこと。マネジメントとは、様々な対策により、現状を目指す姿に近づけること（＝課題を解決すること）である。
- 様々な対策の中から、効果的な対策を選択するためには、現状を引き起こしている要因や原因をおさえる必要がある。これを「要因分析」という。これら分析を通じて、より結果的な対策を関係者で検討・選択し、実行していくことになる。
- 課題解決に向けた一連の展開手順を示したものが「PDCAサイクル」で、①課題設定(Step1～3)、②効果的な対策の検討・実施(Step4～6)、③評価(Step7)から構成される。

図. マネジメントの構造とは



出所) 川越作成

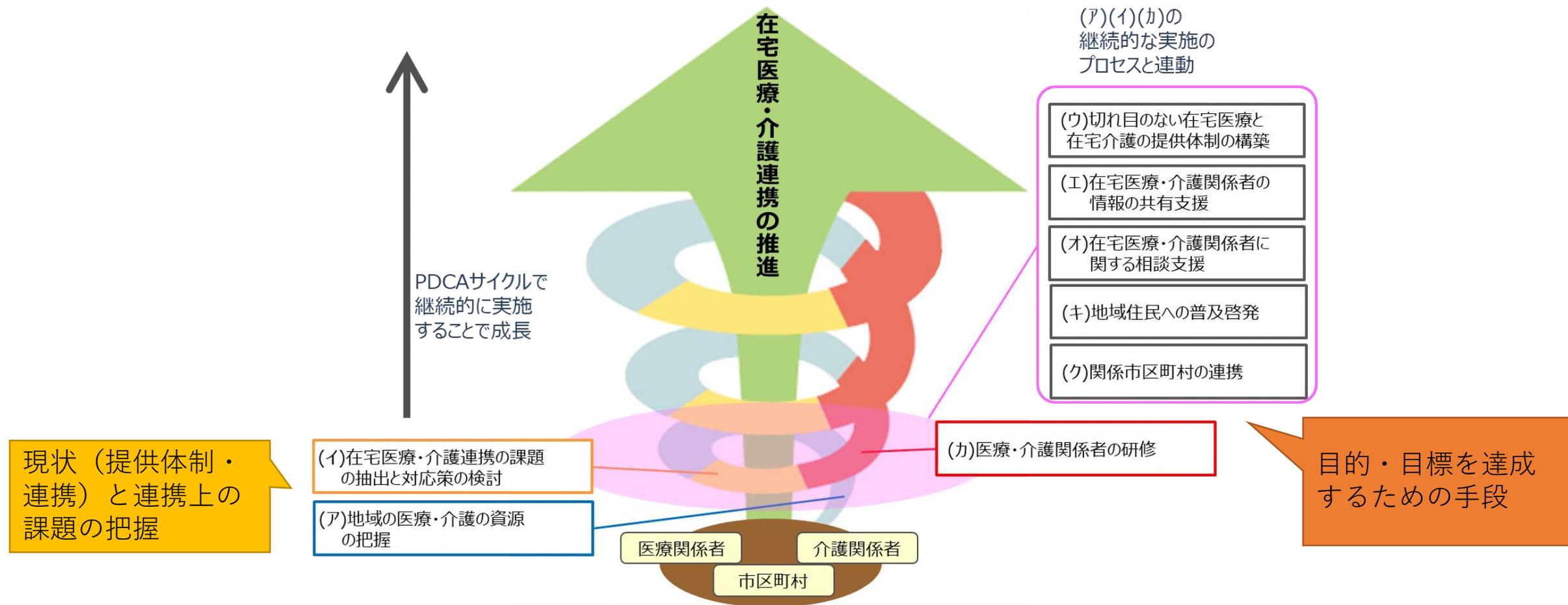
図. PDCAサイクルとは



出所) 厚生労働省老健局介護保険計画課：介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（2018.7.30）を一部改変

11

【大事なこと】 スモールステップを恐れない・1歩でも前に



「スモールステップでも良い、**みんなで大きく育てていこう**」：行政と専門職とのパートナーシップ

・・・PDCAはその進め方（手引きで示している項目（旧ア～ク）はPDCAの内容を紐解いたもの）

今年のポイント！ ～介護保険事業(支援)計画と医療計画の整合

◆第9期介護保険事業(支援)計画と第8次医療計画では整合性の確保が求められている(特に在宅医療)

- ・医療計画に掲げる在宅医療の整備目標と、介護保険事業(支援)計画に掲げる介護の見込み量
医療計画に記載する「在宅医療に必要な連携を担う拠点」

(医療計画の作成について)

- ✓ 都道府県医療審議会、市町村、保険者協議会の意見を聴くこととされている。また、医療審議会の下に、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域医師会等の有識者、都道府県、市町村等で構成する作業部会を設け、目標等についての協議を行うこととしている。

(介護保険事業(支援)計画の作成について)

- ✓ 介護保険事業(支援)計画の策定にあたっては、保健医療関係者、福祉関係者等からなる介護保険事業(支援)計画作成委員会等を設け、記載事項についての協議を行うこととしている。

【医療・介護の体制整備に係る協議の場について】

- 協議の場については、上記の審議会等で議論する前段階として、自治体が地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行う場とする。

※それぞれの計画の最終的な議論は、医療審議会や作業部会、介護保険事業(支援)計画作成委員会等において、それぞれ行う。

- 協議の場は、二次医療圏単位で設置することを原則とする。ただし、二次医療圏と老人福祉圏域が一致していない場合等、二次医療圏単位での開催が適当でない場合には、都道府県が適当と認める区域も可能とする。

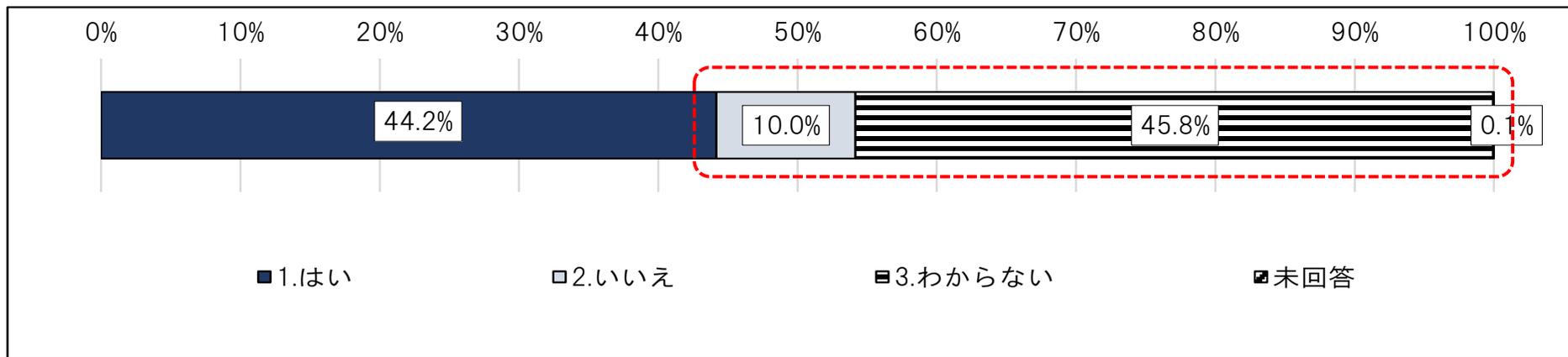
また、地域医療構想調整会議の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とする。

今年のポイント ～介護保険事業(支援)計画と医療計画の整合

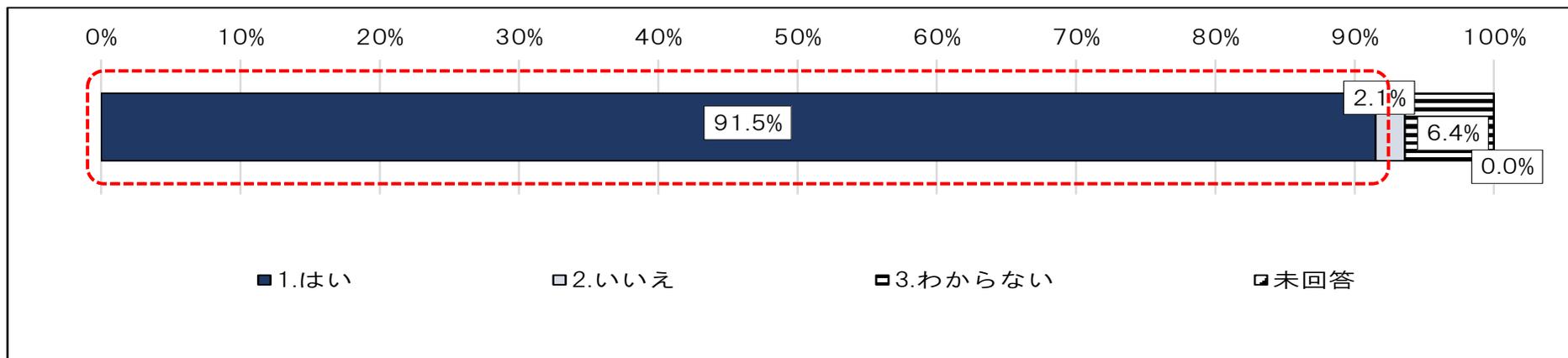
◆第9期介護保険事業(支援)計画と第8次医療計画では整合性の確保が求められている(特に在宅医療)

…今年度、ここをどれだけ変えられるか？

【市町村】 問4① 第8期介護保険事業計画は第7次医療計画の内容と整合性が取れているか (n=1,741)



【都道府県】 問12① 第8期介護保険事業支援計画は第7次医療計画の内容と整合性が取れているか (n=47)



令和4年度 在宅医療・介護連携推進支援事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2022homecareseminar.html>

令和 5 年 4 月 11 日

令和 5 年度 関東信越厚生局地域包括ケア推進事業の実施予定について

1. 地域包括ケアシステムの構築の支援に関すること

(1) 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議の運営

- ① 実施時期 年 2 回開催（4 月、10 月）
- ② 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階 第一会議室
- ③ 実施概要 管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都県及び市区町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的として開催。

(2) 外部関係者の意見等の聴取

① 地域包括ケア推進都県協議会

- ・実施時期 年 1 回程度開催
- ・場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館会議室又はオンライン
- ・実施概要 地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、都県地域包括ケア関係者の意見交換を目的として開催。
都県と調整の上で 5 月下旬から 6 月上旬の開催を予定。

② 都県協議会分科会

- ・実施時期 年 1 回程度開催（9 月～10 月頃、他）
- ・場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館会議室又はオンライン
- ・実施概要 都県担当者間の情報交換を目的にテーマ別に開催。
今年度は、保険者機能強化推進交付金等をテーマに開催を予定。そのほか、都県協議会において都県からの要望等があれば、時期を調整の上開催を別途企画する。

③ さいたま新都心意見交換会

- ・実施時期 年 1 回程度開催
- ・場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館会議室
- ・実施概要 関東農政局、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局の地域包括ケアに関連する部署を対象とし、担当者間の情報交換を目的に開催。（オブザーバー参加：関東地方更生保護委員会）
関係地方支分部局等と調整のうえ、7 月頃に開催を予定。

④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る意見交換会

- ・実施時期 年 1 回
- ・場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館会議室又はオンライン
- ・実施概要 広域連合、都県及び国保連の連携や都県間での情報共有、担当者の

意見交換を目的に開催

令和5年12月から令和6年1月頃の開催を予定

(3) 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

① 地域包括ケア応援セミナー

- ・実施時期 年1回程度開催（時期未定）
- ・場 所 さいたま新都心合同庁舎1号館会議室、地方開催又はオンライン
- ・参加対象 自治体職員、一般等
- ・実施概要 自治体等の地域包括ケアに関する関心事に対し、講習会形式によりセミナーを開催し自治体を支援。
老健事業の調査研究報告会等の当局主催のほか、他省庁や県との共催による開催を検討している。

② 事例研究会

- ・日 程 年1回程度開催
- ・場 所 さいたま新都心合同庁舎1号館会議室、地方開催又はオンライン
- ・参加対象 自治体職員等
- ・実施概要 自治体等の地域包括ケアに関する事例について、非公開のグループワーク形式での意見交換の機会を提供し、理解促進を支援。
「生活支援体制整備事業」をテーマとして開催を予定。そのほか、都県協議会において都県からの要望等があれば、時期を調整の上開催を別途企画する。

③ 地域づくり加速化事業関東信越ブロック研修会

- ・実施時期 年1回開催
- ・場 所 オンライン又はハイブリッド開催
- ・参加対象 自治体職員等
- ・実施概要 「地域づくり加速化事業」の一環として、管内の自治体職員や関係者等を対象にした研修会を、当該事業実施関係者と時期やテーマ等を調整の上、令和5年10月～令和6年1月頃に開催。

(4) 地域支援事業に関する業務

① 在宅医療・介護連携推進支援事業

老健局が実施する「在宅医療・介護連携推進支援事業」について、老健局及び選定された該当都県と連携を図りながら、在宅医療・介護連携推進支援事業に協力する。（令和5年度支援対象都県の選定期等は未定）

② 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

老健局が実施する「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」について、老健局及び選定された自治体等と連携を図りながら、高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクトに協力する。（令和5年度支援対象自治体等の選定は5月を予定）

③ 認知症施策の普及・啓発

認知症施策の普及・啓発に資する取組として、管内都県担当者等を対象にした都県協議会分科会（又は事例研究会）について、関係機関との連携及び調整のうえ開催するほか、当局の職員及び他の省庁の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催。

・ 認知症サポーター養成講座の開催

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成を推進するため、当局の職員及び他の省庁の支分部局職員を参加対象として、認知症サポーター養成講座を開催する。

【日程】 令和5年5月 都県事務所への開催希望調査
令和5年7月～8月 本局（埼玉）開催

(5) 介護保険事業（支援）計画関係業務

介護保険事業（支援）計画に基づく取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内都県を通じて把握し、当該都県に対する必要な助言及び支援を行う。

・ 第8期計画の進捗管理状況及び第9期計画の策定状況に関する管内10都県に対するヒアリングの実施

【日程】 令和5年10月～11月 ヒアリング実施

(6) 保険者機能強化推進交付金等の評価結果を通じた管内都県に対する支援等

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果を通じて把握した支援・取組の課題等を踏まえ、管内都県に対する必要な助言及び支援を実施する。

・ 都県協議会分科会にて担当者間の意見交換会の開催を予定（再掲）

【日程】 令和5年9月～10月 都県協議会分科会（予定）

(7) 地域づくり加速化事業

老健局及び該当都県と連携を図りながら、「地域づくり加速化事業」に参画する。

「地域づくり加速化事業」：総合事業等の実施に課題を感じており支援を必要としている市区町村に対し、知見を有するアドバイザーを年3回程度派遣し、都県との連携のもと行う伴走的支援。

① 老健局主導型

老健局主導で行う管内自治体の伴走型支援に都県とともに協力を行う。

（関東信越厚生局として管内2市区町村程度を予定）

② 地方厚生局主導型

当局主導により管内自治体の伴走型支援を実施する。

(管内3市区町村を予定)

- 【実施】 令和5年2月～3月 アドバイザー就任依頼
令和5年3月 支援自治体エントリー募集 (3/27)
- 【日程】 令和5年4月 アドバイザー向け説明会の開催 (本省)
令和5年5月中旬 支援自治体の選定
令和5年6月 オリエンテーションの実施 (本省)
令和5年6月～8月 第1回支援
令和5年8月～11月 第2回支援
令和5年11月～2月 第3回支援
令和6年3月 報告会の開催
- ③ 地方厚生(支)局ブロック別研修会
令和5年10月～1月 関東信越ブロック研修会 (再掲)

2. 補助金等の交付に関する予定

(1) 地域支援事業交付金執行事務

地域支援事業交付金について、老健局と連携を図りながら、地域支援事業交付金交付要綱に基づく管内都県の交付決定事務を行う。

【日程】 未定

(2) 地域医療介護総合確保基金(介護施設整備分・介護人材確保分)関係業務

老健局と連携を図りながら、管内都県に対するヒアリング及び交付決定等の事務を行う。

① 都県ヒアリング

令和5年度は、対面によるヒアリングを実施せず、本省においてアンケート調査を実施することを検討中。

② 交付決定事務

【日程】・過年度予算交付確定

令和5年4月以降 交付確定

・現年度予算交付決定

令和5年4月 管理運営要領等、関連通知の発出 (本省)

令和5年4月～5月 1回目協議・事業量調査票の発出 (本省)

令和5年7月以降 1回目内示 (本省)

令和6年3月中旬までに交付決定

令和6年4月以降 交付確定

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

保険局と連携を図りながら、後期高齢者医療財政調整交付金における特別調整交

付金審査事務の実施、一体的実施事業の状況調査及びヒアリングを行う。

① 交付金審査事務等

- 【日程】 令和5年4月～6月 審査研修会への参加等
令和5年6月～10月 実績報告提出・審査・保険局への回送
令和5年7月～10月 当初交付決定に係る事前申請・審査・保険局への回送
令和5年12月 当初交付決定・支払（本省）
令和6年1月～2月 変更交付決定に係る事前申請・審査・保険局への回送
令和6年3月 変更交付決定・支払（本省）

② 自治体ヒアリング

- 【日程】 令和5年11月 ヒアリング自治体の選定
令和5年12月～1月 ヒアリングの実施
令和6年2月 ヒアリング結果の報告

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る意見交換会（再掲）

- 【日程】 令和5年12月～1月 意見交換会の実施

3. その他

(1) 他省庁や学識、各種団体、民間企業等との連携による取組

他省庁等の地方支分部局や、学識、各種団体、民間企業等との連携した地域包括ケアシステムの推進に資する取組の支援を行う。

さいたま新都心意見交換会を関係地方支分部局等と調整のうえ開催。（再掲）

そのほか、埼玉県立大学や認知症介護研究・研修東京センター等との連携した取組みを行う。

(2) 老人保健健康増進等事業の実施

老人保健健康増進等事業実施要綱に基づき、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運用に資する調査研究を実施する。

令和5年度老人保健健康増進等事業の公募テーマ

① 地域支援事業における地域の社会資源の活用と庁内連携に関する調査研究事業

② 介護予防に資するアウトリーチの手法にかかる医療専門職と介護関係者の連携のあり方に関する調査研究事業

【実施】 令和5年3月 実施事業者の公募（本省）

【日程】 令和5年6月 事業者内定（本省）